

7-1 労働基準法における賃金関連規定

労働基準法における賃金関連規定

労働基準法第3章	
第11条 賃金とは	第24条 賃金支払の5原則
第12条 平均賃金	第25条 非常時払い
第17条 前借金相殺の禁止	第26条 休業手当
第18条 強制貯金の禁止	第27条 出来高払制の保障給
第23条 金品の返還	第28条 最低賃金

その他の労働基準法の規定

第4条 男女同一賃金の原則
第37条 割増賃金
第39条6項 年次有給休暇の賃金
第59条 未成年者の賃金請求権
第91条 制裁規定の制限

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51.5.27法律第34号)
民法「債権」その他

労働基準法は、賃金に関する規定として、まず、

第11条に定義規定をおくほか、

第24条において、賃金の支払方法を規定し、賃金が労働者に確実に支払われることを期している。賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによる(28条)。

賃金については、このほか、第4条(男女同一賃金の原則)、第12条(平均賃金)、第17条(前借金相殺の禁止)、第18条(強制貯蓄の禁止)、第23条(金品の返還)、第25条(非常時払)、第26条(休業手当)、第27条(出来高払制の保障給)、第37条(割増賃金の支払)、第39条6項(年休の賃金)、第59条(未成年者の賃金請求権)、第91条(制裁規定の制限)がある。